

令和5年 第6回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和5年4月24日(月) 開始時刻 午後2時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 大森委員, 檜山委員, 小野委員, 亀山委員
- 4 説明員 梓澤教育次長, 口川学校教育担当次長, 今平文化財担当副参事,
渡辺教育企画課長, 板倉総務担当主幹, 加藤学校管理課長,
小栗学校教育課長, 宇賀神学校健康課長, 鈴木生涯学習課長,
高田中央図書館長, 吉澤文化課長, 大嶋スポーツ振興課長,
金子教育センター所長
- 5 書記 古内教育企画課長補佐, 上野総務担当副主幹,
濱野係長, 田代係長, 福田総括
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第13号 令和5年度教育委員会の活動について
議案第14号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - (2) 報告事項
報告第21号 令和5年度教育委員会主要事業について
報告第22号 教育行政相談の内容と対応について
報告第23号 令和4年度宇都宮市奨学金貸付者の選考結果について
報告第24号 令和4年度宇都宮市入学一時金貸付者の選考結果について
報告第25号 学校等事件・事故について
報告第26号 「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の策定体制等について
報告第27号 長岡百穴古墳の利用者駐車場内緑地部分の用途変更及び所管替えについて
報告第28号 デジタル適応支援教室「U@りんくす」の概要等について
 - (3) その他
 - (1) 「第15回うつのみや人づくりフォーラム」の開催結果について
 - (2) 第44回宇都宮市民芸術祭について
 - (3) 令和4年度第2回宇都宮市スポーツ推進審議会の結果について

8 議事の内容

教育長	ただいまから、第6回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、小野委員、亀山委員にお願いする。
教育長	次に、第4回の会議録についてご意見などあるか。 (特になし、全員了承) 会議録を承認する。
教育長	それでは、第4回会議録は大森委員、檜山委員に署名をお願いする。 (会議録の署名)
教育長	議案第14号、報告第22号及び報告第25号は「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員賛成) 全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	それでは審議事項に入る。 議案第13号「令和5年度教育委員会の活動について」、説明願う。
教育企画課長	【説明要旨】 ○ 本市教育のさらなる充実発展に向け、教育現場の実態や意向を踏まえた教育行政の推進を図るため、令和5年度の教育委員会の活動について決定するもの ・ 令和5年度は、「教育現場の意向や実態の把握」及び「教育委員会会議における議論のより一層の活性化」等に取り組んでいく。
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。 (特になし)
教育長	それでは、議案第13号を決定してよろしいか。 (全員了承)
教育長	議案第13号を決定する。
教育長	次に、報告事項に入る。 報告第21号「令和5年度教育委員会主要事業について」、説明願う。
総務担当主幹	【説明要旨】 ○ 教育委員会基本方針に基づき、教育委員会として推進する主要事業を定める。 ・ 教育企画課 人づくりの推進、幼児教育の推進 ・ 学校管理課 学校施設の計画的な整備・更新、学校トイレ洋式化の計画的推進 ・ 学校教育課 学力の向上 (GIGA スクール構想の実現に向けた取り組み推進)、児童生徒指導等の強化 ・ 学校健康課

体力向上の推進，適切な部活動の推進及び部活動の地域移行に向けた段階的な取組の推進，食育の推進

- ・ 生涯学習課
効果的な地域教育の推進，宮っ子ステーション事業の円滑な運営
- ・ 文化課
歴史文化基本構想の推進，日本遺産を通じた大谷石文化の保存・活用の推進，百人一首事業の推進
- ・ スポーツ振興課
地域スポーツの推進，スポーツ活動環境の充実
- ・ 教育センター
特別支援教育の推進，不登校対策の推進

教育長

説明は以上だが，質疑などはあるか。

亀山委員

学校健康課「適切な部活動の推進及び部活動の地域移行に向けた段階的な取組の推進」の資料にある指導者と指導員の違いを教えてください。

学校健康課長

部活動指導員は，引率までを行える人，指導者は，引率できないが競技の指導を行う人である。本市としては，両方拡充していきたいと思っている。

小野委員

スポーツ振興課「スポーツ活動環境の充実」について，上河内地区や北西部（国本・富屋・篠井）が明記されているのは，施設を作るからだと思うが，もともとこの地域は地域スポーツが活発であるのか，それとも活発ではないのか，現状を教えてください。

スポーツ振興課長

まず，地域スポーツクラブの現状としては，市内全地区を目標に掲げているが，現在は，9個のスポーツクラブとそれをカバーしている地域があり，11地域となっている。市内全域として，どこが盛んというのではない。北西部については，河内・城山で活動しているが，やはり施設がないということで，地域の説明会でも取り組んでいきたいという声も多い。上河内地区についても，地域での声があり，話を進めているところであるため，記載している。

小野委員

地域スポーツと民間のスポーツクラブの連携は考えているのか。

スポーツ振興課長

民間との連携も方策の一つになるかと思うが，様々な方策があるため，どういったことができるのかというのを検討している段階である。

大森委員

教育企画課「幼児教育の推進」の資料において，保幼小とあるが，幼少にしている理由はあるのか。

教育企画課長

かつては，幼児教育の分野として，幼稚園・保育園が主たる分野だったが，認定こども園制度ができたことなどもあり，「幼」の中に幼児教育に関わる全てを包括し，幼少としている。従来の「幼稚園」に限定しているわけではない。

大森委員

学校教育課「児童生徒指導等の強化」について，「ネットいじめ等パトロール」とあるが，どこが実施しているのか。

学校教育課長

「ポルトウウィン」という会社に委託しており，年4回SNSでのいじめの点検，緊急事態があったときの対応などを行っていただいている。実施主体は，委託先であり，学校教育課は指示を出し，都度報告を受けている。

大森委員

警察などもネットパトロールを実施しているかと思うが，警察と連携することなどはあるのか。

学校教育課長	委託先が直接警察と関わることはなく、学校教育課が間に入り警察に情報提供することなどはある。
小野委員	全体的な事業に対する意見となるが、教育委員会が主体となってやっていく事業もあれば、保護者や生徒・児童に何らかのアプローチを行いながらやっていく事業もあり、多岐にわたっているため、取りこぼしがおきないように進めていただきたい。児童から保護者に通達がいくようなものが、児童で止まってしまい、保護者が知らないということなどがおきないようにしていただきたい。
教育長	それでは、報告第21号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第21号を承認する。
教育長	報告第23号「令和4年度宇都宮市奨学金貸付者の選考結果について」、説明願う。
教育企画課長	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 令和4年度に学校教育法に基づく、高等学校、大学、大学院、専修学校等に在学する者 ○ 申請資格 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること ・ 連帯保証人を2名選任できること ・ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下であること ○ 募集期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月1日～令和5年1月31日 ○ 選考結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者89名から選考委員会を経て、貸付前辞退等の8名を除く81名に貸付した。
	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	昨年度と比べ、貸付人数が23人増加しているが、理由などはあるのか。経済的貧困者などが増えているのではないかと心配である。
教育企画課長	令和3年度は、そもそもの応募人数が少なかったため、このように差が生まれている。平成29年に国が給付型奨学金を創設してから本市への申し込みが減っている。特に令和3年度は応募人数が64名であり、応募そのものが少なかった。
小野委員	特別に少ない人数だったのであれば問題ないと思うが、奨学金を必要としている方に情報が届くよう、周知の方法などは引き続き工夫してほしい。
教育長	それでは、報告第23号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第23号を承認する。
教育長	報告第24号「令和4年度宇都宮市入学一時金貸付者の選考結果について」、説明願う。

教育企画課長

【説明要旨】

- 対象
 - ・ 令和5年4月1日以降に学校教育法に基づく、高等学校、大学、大学院、専修学校等に在学する者の保護者
- 申請資格
 - ・ 本市市民で、市税の滞納がないこと
 - ・ 連帯保証人を1名選任できること
 - ・ 他の入学一時金の貸付を受けていないこと
 - ・ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下であること
- 募集期間
 - ・ 令和4年9月1日～令和5年3月17日
- 選考結果
 - ・ 応募者21名のうち貸付前辞退の2名を除く19名に貸付した。

説明は以上だが、質疑などはあるか。

檜山委員
教育企画課長

「奨学金」と「入学一時金」をどちらも申請している方はいるのか。
目的が異なるため、両方に申請することは可能であり、実際に両方申請している方もいらっしゃる。

檜山委員
教育企画課長

「奨学金」と「入学一時金」の連帯保証人の人数が異なる理由を教えてください。
「入学一時金」については、貸付の対象者を保護者としており、経済力が一定あることを想定し、連帯保証人を1名としている。一方、「奨学金」については、貸付の対象者は学生としており、経済力が安定していないこと、生活費相当の貸付となるため貸付総額がかなりの金額となることから連帯保証人を2名としている。

小野委員
教育企画課長

もし学生などが申請に来てしまったらどうするのか。
制度設計として、「入学一時金」については、貸付の対象を保護者としていて、通常、保護者が申請にいらっしゃる。

小野委員
教育企画課長

貸付の対象者を統一することはないのか。
「奨学金」は、学生本人が学生の間生活にかかる費用となり、学生が終了したのちに返還していくものであるため、本人としている。「入学一時金」は、入学の際にかかる費用となり、その時点では、保護者が支払うものとして推察している。また、どちらも学生を対象としてしまうと、かなりの経済的負担になってしまうという理由もある。

小野委員
教育企画課長

入学一時金はどのくらいの期間で返還していただくのか。
入学した年度の4月から、返還がはじまり、修業期間に2年を加えた期間内で返還いただく。

大森委員
教育企画課長

入学一時金の上限額は申請者によってばらつきがあるのか。

大森委員
教育企画課長

申請者のほとんどが上限額での貸付となっている。

申請の際に、どのような用途で使っているのかなどの項目も定めているのか。

申請する大学で実際にかかる経費に対して貸付金額を決定するのではなく、どのくらいの収入があり、こういった方が一緒に住んでいるかなどから所得金額を

算出し貸付者を決定している。

大森委員
教育企画課長
大森委員
教育企画課長

申請者の所得によって貸付上限額を決めているということか。

算出した所得金額が基準額以下であれば、大体が貸付上限額で貸付している。

なぜこの貸付上限額となっているのか。

入学一時金の上限金額については、入学に必要な経費ということで、入学金や、私立だと、入学金のほかにも施設維持費に20万から30万円近くのお金が必要となるため、それを加味し、国の調査などを見ながら上限金額を設定している。この金額に対し、貸付希望額を1万円単位で貸付している。

小野委員

きちんと返還されればいいが、きちんと返還されているのか、見直す期間がどのくらいかという方針もきまっていた方がいいかと思う。

教育長

それでは、報告第24号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第24号を承認する。

教育長

報告第26号「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の策定体制等について、説明願う。

【説明要旨】

文化課長

○ 平成30年度の文化財保護法の改正により、市町村が地域の文化財の継承に計画的、継続的に取り組むための文化財保存活用地域計画の策定が法制化されたことから、本市における宇都宮市文化財保存活用地域計画の策定体制等について報告するもの

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

小野委員

「宇都宮市歴史文化基本構想」が、平成29年度から令和16年度と長期にわたっている一方、今回の「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の計画期間が5年となっているのはなぜか。

文化課長

まず、資料の修正をお願いしたい。「宇都宮市歴史文化基本構想」については、平成29年度から令和18年度が正しい。修正をお願いする。

「宇都宮市歴史文化基本構想」の期間については、20年間の計画策定としている。「宇都宮市文化財保存活用地域計画」については、アクションプランということもあり、その期間内で社会情勢の変化なども考えられるため、短い5年間で策定した。

教育長

それでは、報告第26号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第26号を承認する。

教育長

報告第27号「長岡百穴古墳の利用者駐車場内緑地部分の用途変更及び所管替えについて」、説明願う。

文化課長

【説明要旨】

○ 文化課で所管する長岡百穴古墳の利用者駐車場内緑地部分について、宇都宮市消防団豊郷分団第8部詰所改築用地への所管替を行うことについて報告する

もの

○ 該当地は長岡百穴古墳の緑地帯であり、敷地西側に詰所を設置することから、環状線からの眺望および来訪者の駐車場利用への支障がないため移転を了承した。

教育長
小野委員
文化課長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

詰所を改築する理由などはあるのか。

既存の詰所は、昭和56年に建設されたもので、現行の耐震基準を満たしていないという状況であるとともに、現行の敷地が狭隘であることから移設を検討したと聞いている。

教育長

それでは、報告第27号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第27号を承認する。

教育長

報告第28号「デジタル適応支援教室「U@りんくす」の概要等について」、説明願う。

教育センター長

【説明要旨】

○ 令和5年4月から始まった学校や社会とのつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒が、教育から取り残されてしまうことがないように、「学びの機会」を保障し、オンラインでの学習支援や相談、体験活動等を通して、人とのつながりを実感しながら、将来の「社会的自立」に向けた力を育むデジタル適応支援教室「U@りんくす」の概要について説明するもの。

小野委員
教育センター長

何人くらいが入れるのか。

今は、200名くらいのキャパシティーであるが、フロアなどを増やし、人数を増やすことも可能である。

大森委員
教育センター長

開設している時間帯はいつか。

Chromeのルールに基づき、小学生は6時30分から21時まで、中学生は5時から22時まで利用可能となっており、その時間帯であれば自由に出入りできる。

小野委員
教育センター長

職員がいない時間などもあるかと思うが、職員がいなくても利用可能なのか。

本市のセキュリティにしたがっており、すべてログを残すこともできるので、あとで確認することもできる。また、子どもたちには、使用のルールや心得などを紹介しており、デジタル教育も進めていきたいと思っている。

小野委員

厳しくルールを定めているのならば、子どもたちにも自由に使っていただける。会話は周りの人に聞こえるようになっているのか。

教育センター長

会話の範囲内に入っていれば、聞こえるようになっている。また、2人が話しているところに追加してもう1人が会話に参加することもできる。

小野委員

可能性を感じた。修正する部分などもでてくるかと思うが、試行錯誤をしながら進めていただきたい。

教育長

それでは、報告第28号を承認してよろしいか。

教育長 (全員了承)
報告第28号を承認する。

教育長 次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

【公開できる案件の終了】

教育長 これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いします。

【傍聴者の退席，非公開審議の開始】

- 議案第14号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
⇒ 決定
- 報告第22号 教育行政相談の内容と対応について
⇒ 承認
- 報告第25号 学校等事件・事故について
⇒ 承認

【非公開審議の終了】

教育長 その他委員の皆様から何かご意見などあるか。
(特になし)

教育長 次に、事務局から連絡事項をお願いします。

連絡事項説明 (教育企画課長補佐)

- このあとの予定について
このあと、自由討議，連絡事項を行う。
- 今後の会議等の日程について
5月23日(火) 午前 9時00分～ 定例会

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 16時30分

署名委員 _____

署名委員 _____